

大分県報

平成二十九年
四月一日
号外（四七）

（土曜日）

目次

訓令 甲	大分県職員研修規程の一部改正……………	一
訓令 甲	大分県消費者行政連絡協議会規程の一部改正……………	一
訓令 甲	教育委員会訓令甲	
警察本部訓令	警察本部訓令	
企業局訓令	企業局訓令	
病院局訓令	病院局訓令	
訓令 甲	おおいたうつくし作戦実施本部設置規程の一部改正……………	二
訓令 甲	教育委員会訓令甲	
警察本部訓令	警察本部訓令	
訓令 甲	大分県安全・安心まちづくり推進本部設置規程の一部改正……………	二
訓令 甲	大分県青少年対策本部設置規程の一部改正……………	三
訓令 甲	大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程の一部改正……………	三
訓令 甲	議会訓令	
訓令 甲	教育委員会訓令甲	
訓令 甲	人事委員会訓令	
訓令 甲	労働委員会訓令	
訓令 甲	監査委員訓令	
訓令 甲	警察本部訓令	
訓令 甲	企業局訓令	
訓令 甲	病院局訓令	

平成二十九年四月一日

大分県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正……………三

○訓令 甲

大分県訓令甲第八号

本 地方 機関

大分県職員研修規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。
平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第八条中「の部長」の下に、「国民文化祭・障害者芸術文化祭局長」を加える。

別表中「委 員 土木建築部 土木建築企画課長」を

「委 員 土木建築部 土木建築企画課長」に改める。
「委 員 国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県訓令甲第九号

知 事 部 局
教 育 庁
警 察 本 部

大分県消費者行政連絡協議会規程（昭和四十二年大分県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

別表中「生活環境部食品安全・衛生課長」を「生活環境部食品・生活衛生課長」に改める。
「生活環境部循環社会推進課長」

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県報（訓令甲）

○訓令甲
教育委員会訓令甲
警察本部訓令
企業局訓令
病院局訓令

大分県訓令甲第十号

大分県教育委員会訓令甲第四号

大分県警察本部訓令第十三号

大分県企業局訓令第四号

大分県病院局訓令第三号

知事部局
教育庁
警察本部
企業局
病院局

おおいたうつくし作戦実施本部設置規程

大分県訓令甲第十六号
大分県教育委員会訓令甲第十三号
大分県警察本部訓令甲第十八号
大分県企業局訓令第四号
大分県病院局訓令第七号

の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広瀬勝貞
大分県教育委員会 会
大分県警察本部長 松坂規生
大分県企業局長 草野俊介
大分県病院局長 田代英哉
「土木建築部長」を「土木建築部長」に改める。
別表第一中「土木建築部長」を「国民文化祭・障害者芸術文化祭局長」に改める。

別表第二中「土木建築部土木建築企画課長」を「土木建築部土木建築企画課長
国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・
広報課長」に改める。
附則
この訓令は、公示の日から施行する。

○訓令甲
教育委員会訓令甲
警察本部訓令

大分県訓令甲第十一号

大分県教育委員会訓令甲第五号

大分県警察本部訓令第十四号

知事部局
教育庁
警察本部

大分県安全・安心まちづくり推進本部設置規程
大分県訓令甲第一号
大分県教育委員会訓令甲第一号
大分県警察本部訓令甲第一号
号の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広瀬勝貞
大分県教育委員会 会
大分県警察本部長 松坂規生
「土木建築部長」を「土木建築部長」に改める。
別表第一中「土木建築部長」を「国民文化祭・障害者芸術文化祭局長」に改める。
別表第二中「教育庁体育保健課長」を「教育庁学校安全・安心支援課長」に、

「土木建築部土木建築企画課長」を
「土木建築部土木建築企画課長
国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」
に改める。

附則
この訓令は、公示の日から施行する。

大分県訓令甲第十二号

大分県教育委員会訓令甲第六号

大分県警察本部訓令第十五号

知事部局
教育庁
警察本部

大分県訓令甲第四号
大分県教育委員会訓令甲第一号
大分県警察本部訓令甲第四号

の一部分を次
のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広瀬 勝貞
大分県 教育委員会
大分県警察本部長 松坂 規生

別表第二及び別表第三中「教育庁生徒指導推進室長」を「教育庁学校安全・安心支援課長」に改める。

附則
この訓令は、公示の日から施行する。

大分県訓令甲第十三号
大分県教育委員会訓令甲第七号
大分県警察本部訓令第十六号

知事部局
教育庁
警察本部

平成二十九年四月一日

大分県訓令甲第二十四号
大分県訓令甲第九号
大分県警察本部訓令甲第十七号

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程
平成十五年大分県教育委員会訓令甲第九号
の一部分を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広瀬 勝貞
大分県 教育委員会
大分県警察本部長 松坂 規生

別表第二中「食品安全・衛生課長」を「食品・生活衛生課長」に改める。
別表第三中「食品安全・衛生課長」を「食品・生活衛生課長
循環社会推進課長」に改める。

附則
この訓令は、公示の日から施行する。

○訓令甲
議会訓令
教育委員会訓令甲
人事委員会訓令
労働委員会訓令
監査委員訓令
警察本部訓令
企業局訓令
病院局訓令

大分県訓令甲第十四号
大分県議会訓令第一号
大分県教育委員会訓令甲第八号
大分県人事委員会訓令第一号

大分県報(訓令甲・議会訓令・教育委訓令甲・人事委訓令・労働委訓令・監査委訓令・警察本部訓令・企業局訓令・病院局訓令)
三

平成二十九年四月一日

大分県報 (訓令甲・議会訓令・教育委訓令甲・人事委訓令・労働委訓令・監査委訓令・警察本部訓令・企業局訓令・病院局訓令)

四

大分県労働委員会訓令第一号

大分県監査委員訓令第一号

大分県警察本部訓令第十七号

大分県企業局訓令第五号

大分県病院局訓令第四号

知事 廣瀬 貞

議事 井上 史

教育 須賀 久子

人事 藤賀 陽二

労働 松坂 規生

委員会 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

事務局 坂 規生

の一部を次のように改正する。
平成二十九年四月一日

大分県男女共同参画推進本部設置規程

平成十八年大分県労働委員会訓令第二号

大分県教育委員会訓令第十四号

大分県警察本部訓令第十九号

大分県企業局訓令第五号

大分県病院局訓令第八号

大分県訓令甲第十八号

大分県議会議長 井上 史

大分県教育委員会訓令第十四号

大分県警察本部訓令第十九号

大分県企業局訓令第五号

大分県病院局訓令第八号

大分県警察本部訓令第十九号

大分県企業局訓令第五号

大分県病院局訓令第八号

大分県知事 廣瀬 貞

大分県議会議長 井上 史

大分県教育委員会 須賀 久子

大分県人事委員会 藤賀 陽二

大分県労働委員会 松坂 規生

大分県代表監査委員 坂 規生

大分県警察本部長 坂 規生

大分県警察本部長 坂 規生

別表第一中「土木建築部長」を「土木建築部長」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県企業局長 草野 俊介
大分県病院局長 田代 英哉

別表第一中「土木建築部長」を「土木建築部長」に改める。

国民文化祭・障害者芸術文化祭局長

別表第二中「土木建築部土木建築企画課長」を「土木建築部土木建築企画課長」に改める。

国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画

広報課長」に改める。